

山口県報

令和4年
3月29日
(火曜日)

目 次

○規則

山口県行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）……………一

山口県事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）……………三

職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）……………四

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則（人事課）……………四

山口県会計規則の一部を改正する規則（会計課）……………四

○訓令

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令（都市計画課）……………七



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十九号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則（昭和四十三年山口県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八款 農林水産部に属する出先機関」を「第六目 埋蔵文化財センター（第百七十五条の二十二―第百七十五条の二十四）に改める。

先機関

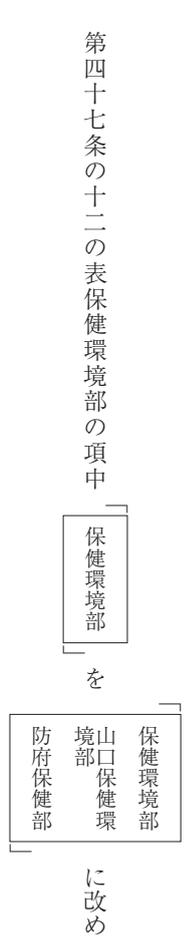
第八条第一項の表環境生活部の部生活衛生課の項中「食の安心・安全推進班」を「食の安心・安全推進班 乳肉衛生・動物愛護班」に改め、同表観光スポーツ文化部の部文化振興課の項中「文化環境班」を「文化環境班 文化財班」に改め、同表土木建築部の部技術管理課の項中「企画班」を「企画班 建設DX推進班」に改める。

第九条第一項の表健康福祉部の部薬務課の項第三号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同表観光スポーツ文化部の部文化振興課の項第四号中「及び県民芸術文化ホール」を「、県民芸術文化ホール及び埋蔵文化財センター」に改め、同号を同項第八号とし、同項第三号の次に次の四号を加える。

- 四 文化財の保護に関すること。
 - 五 銃砲刀剣類の登録に関すること。
 - 六 世界遺産の登録の推進に関すること。
 - 七 文化財関係法人に関すること。
 - 九 山口県文化財保護審議会に関すること。
- 第九条第一項の表観光スポーツ文化部の部文化振興課の項に次の一号を加える。
- 九 山口県文化財保護審議会に関すること。
- 第九条第一項の表農林水産部の部漁港漁場整備課の項第九号中「漁業構造改善事業」を「漁業協同利用施設」に改め、同表土木建築部の部技術管理課の項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 建設分野における情報通信技術の活用への推進に係る施策の総合企画及び調整に関すること。

第四十七条の十一の表山口県山口健康福祉センターの項中「保健環境部」を「山口保健環境部」に、「地域保健課」を「防府保健部 健康増進課」に改める。



第五十一条の二の表山口県周南環境保健所の項の次に次のように加える。



第五十一条の二の表山口県山口環境保健所の項中「防府市」を削る。

第五十一条の三の表山口県長門環境保健所の項を次のように改める。

山口県防府保健所	健康増進課 食品衛生課	地域保健班 精神・難病班
----------	----------------	-----------------

第五十一条の三の表山口県山口環境保健所の項中

試験検査課	地域保健課	食品衛生課
	地域保健班	精神・難病班

を

に改め、同表山口県宇部環境保健

所の項の次に次のように加える。

山口県長門環境保健所	健康増進課 生活環境課	地域保健班 環境薬事班	精神・難病班 食品衛生班
------------	----------------	----------------	-----------------

第五十一条の四の表生活環境課の項第十二号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同表地域保健課の項を削る。

第三章第一節第七款に次の一目を加える。

第六目 埋蔵文化財センター

(名称及び位置)

第七百七十五条の二十二 山口県埋蔵文化財センター条例(昭和五十五年山口県条例第十五号)第一条の規定により設置された埋蔵文化財センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
山口県埋蔵文化財センター	山口市

(業務)

第七百七十五条の二十三 埋蔵文化財センターの業務は、次のとおりである。

- 一 埋蔵文化財の調査及び研究に関すること。
- 二 出土文化財の保存に関すること。

- 三 埋蔵文化財の保護に関する指導及び助言に関すること。
- 四 文化財資料の活用に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、埋蔵文化財を保護するために必要な業務に関すること。

(指定管理者による管理)

第七百七十五条の二十四 埋蔵文化財センターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、指定管理者により行われる。

- 一 前条各号に掲げる業務に関すること。
- 二 開館日以外の日に開館し、又は臨時に閉館すること。
- 三 開館時間を延長し、又は短縮すること。
- 四 文化財資料の利用を拒むこと。
- 五 施設及び設備の維持管理に関すること。

第三百一条第一号の表中

山口県岩国環境保健所感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四十四号)第二十四条第三項の規定による患者、保護者等に対する通知、入院の勧告、入院の期間の延長及び費用の負担に関する必要な事項の審議並びに報告を受けた事項についての知事に対する意見の陳述に関する事務	山口県岩国環境保健所
--------------------	--	------------

を削り、同条第二号

イの表中「山口県柳井環境・周南環境保健所感染症診査協議会」を「山口県岩国環境・柳井環境・周南環境保健所感染症診査協議会」に、「山口県山口環境・宇部環境・長門環境・萩環境保健所感染症診査協議会」を「山口県防府・山口環境・宇部環境・長門環境・萩環境保健所感染症診査協議会」に改め、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の下に「(平成十年法律第百四十四号)」を加え、

山口県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十一条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項についての調査審議に関する事務	山口県スポーツ推進課
--------------	---	------------

を

観光スポーツ文化部

山口県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十一条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項についての調査審議に関する事務	スポーツ推進課
山口県文化財保護審議会	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第九十条第三項の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項についての調査審議及び知事に対する建議に関する事務	文化振興課
部化文ツ ボス光観		

に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則（昭和四十四年山口県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「この号において大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省令第一号）を「施行規則」という。」を削り、サからメまでを削り、アをサとし、同号テ中「ヤ又はマ」を「マ又はケ」に改め、同号テを同号アとし、同号エ中「ヤ又はマ」を「マ又はケ」に改め、同号中エをテとし、コをエとし、同号フ中「ヤ又はケ」を「マ又はフ」に改め、同号フを同号コとし、同号ケ中「ヤ又はマ」を「マ又はケ」に改め、同号中ケをフとし、キからマまでをノからケまでとし、ウの次に次のように加える。

キ 法第十八条の十五第六項の規定による解体等工事の元請業者又は自主施工者からの解体等工事に係る調査の結果の報告を受けること。

第三十一条第一項第二号を削り、同項第四号中「この号においてダイオキシソ類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）を「施行規則」という。」を

削り、同号ヲを削り、同項第六号中(72)を(71)とし、(71)を(76)とし、(76)を(75)とし、同号(69)中「第五条第十六号ロ」を「第五条第二十一号ロ」に改め、同号(69)を同号(74)とし、同号(68)中「第五条第十五号ただし書」を「第五条第二十号ただし書」に改め、同号(68)を同号(73)とし、同号(67)中「別表第六の四の項第二号ハ」を「別表第八の四の項第二号ホ」に、「同号ロ」を「同号ニ」に改め、同号(67)を同号(72)とし、同号(66)中「別表第六の四の項第一号ニ」を「別表第八の四の項第一号ニ」に改め、同号(66)を(71)とし、(71)の前に次のように加える。

(70) 施行規則別表第八の一の項第二号ホの規定に基づき、同号ニの測定の結果の報告を受けること。

第三十一条第一項第六号(65)中「別表第六の一の項ロ」を「別表第八の一の項第一号ロ」に、「同項イ」を「同号イ」に改め、同号(65)を(69)とし、(64)を(68)とし、(68)の前に次のように加える。

(67) 施行規則第五十九条の二第二項第三号イの規定による掘削対象地を含む要措置区域等に係る土地の所有者等からの届出を受けること。

第三十一条第一項第六号(63)中「(59)」を「(60)」に改め、同号(63)を(66)とし、(62)を(65)とし、同号(61)中「第五十二条の六第一項」の下に「又は第二項」を加え、「(59)」を「(60)」に改め、同号(61)を(64)とし、(60)を(63)とし、(63)の前に次のように加える。

(61) 施行規則第五十条第一項第一号ロの規定に基づき、地表から一定の深さまでに帯水層がない旨の確認をすること。

(62) 施行規則第五十条第一項第三号の規定に基づき、土地の形質の変更であつて、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。

第三十一条第一項第六号(59)を同号(60)とし、同号(58)中「第五十条第四項」を「第五十条第三項」に、「(53)」を「(54)」に改め、同号(58)を同号(59)とし、同号(57)中「(施行規則第五十条第三項において準用する場合を含む。)」を削り、「(52)」を「(53)」に改め、同号(57)を同号(58)とし、同号(56)中「(51)」を「(52)」に改め、同号(56)を同号(57)とし、同号(55)中「(51)」を「(52)」に改め、同号(55)を同号(56)とし、同号(54)中「(51)」を「(52)」に改め、同号(54)を同号(55)とし、同号(53)中「第四十三条第三号（施行規則第五十条第一項において準用する場合を含む。）」を「第四十三条第二号（施行規則第五十条第一項において準用する場合を含む。）」を「第四十三条第三号」に、「指示措置等」を「実施措置」に改め、同号(52)を同号(53)とし、同号(51)中「（施行規則第五十条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同号(51)を(52)とし、(48)から(50)までを(49)から(51)までとし、(47)の次に次のように加える。

(48) 法第五十六条第二項の規定に基づき、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、協力を求め、又は意見を述べること（環境生活部環境政策課長と共

山口県規則第三十三号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一山口県山口健康福祉センターの項中「山口県山口環境保健所」を「山口県府保健所及び山口県山口環境保健所」に改める。
別記第二号様式に次のように加える。

第2号様式（その3）（第27条、第76条、第213条関係）

納入通知書兼領収証書

山口県	加入者名	山口県会計管理者	口座記号番号
様			
所 属 名 (発行者)			
金 額	円	納 期 限	年 月 日
	年度	納付番号	
上記のとおり納付してください。			
年 月 日	山 口 県 知 事 印		領 収 日 付 印
上記の金額を領収しました。			

備考 用紙の大きさは、縦11.4センチメートル、横9.3センチメートルとする。

別記第三号様式に次のように加える。

第3号様式(その3) (第29条-第31条、第34条、第212条、第213条関係)

納付書兼領収証書

山口県	加入者名	山口県会計管理者	口座記号番号	
様				
所 属 名 (発行者)	金 額	円	納 期 限	年 月 日
		年度	納 付 番 号	
上記のとおり納付してください。				
年 月 日	山 口 県 知 事 印			領 収 日 付 印
上記の金額を領収しました。				

備考 用紙の大きさは、縦//4センチメートル、横9.3センチメートルとする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。



山口県訓令第四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令

山口県都市計画推進協議会規程（昭和四十四年山口県訓令第六号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第二観光スポーツ文化部の項中「交通政策課長」を「交通政策課長 文化振興課
長」に改め、同表教育庁の項中「社会教育・文化財課長」を削る。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月二十九日印刷

発行人所

山口県知事